

議第20号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 土地の所在地 | 檀原市四条町116番の一部 外12筆     |
| 2 面積     | 5,233.81㎡              |
| 3 目的     | 慈明寺町・四条町線及び慈明寺町13号線の整備 |
| 4 取得予定価格 | 50,353,826円            |
| 5 取得の相手方 | 奈良市登大路町30番地            |

奈良県

奈良県知事 荒井 正吾

理由 財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの









築資金等貸付助成事業により補てんされる予定である。

理由 住宅新築資金等貸付金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条  
第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第23号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

265,730円

3 債務者

[Redacted]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、相続人となるべきものが存在しないことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



議第24号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

1,041,376円

3 債務者

[Redacted]

4 放棄の理由

債務者が破産手続により免責決定を受け、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が免責された市営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



議第25号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

846,400円

3 債務者

[Redacted Name]  
[Redacted Address]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した市営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



## 議第26号

和解について

次のとおり和解する。

平成30年3月5日提出

檀原市長 森下 豊

### 1 相手方

檀原市北八木町一丁目1番8号

PFI八木駅南市有地活用株式会社

代表者 代表取締役 森田 兼光

### 2 和解の要旨

- (1) 檀原市は、相手方に対し、平成27年3月26日に檀原市議会の議決を得て成立した平成27年2月23日付け八木駅南市有地活用事業契約書第13条第2項に基づき提出した各指示書及び各確認書による基準不適合土壌及び地中障害物等の処理に関する設計変更に伴う同条第3項に基づく追加費用として金127,764,000円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年2.7分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (2) 檀原市は、本議案承認後30日以内に、相手方の指定する口座に金127,764,000円を振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、檀原市の負担とする。
- (3) 相手方は、檀原市が前号の期限内に追加費用を支払ったときは、本件に関し、檀原市に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 檀原市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

理由 不当利得の返還に係る和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの